

議案第128号

川崎市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市防災会議条例の一部を改正する条例

川崎市防災会議条例（昭和38年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「昭和36年法律第223号」の後に「。以下「法」という。」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の後に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第6項中「の各号」を削り、同項第7号中「、指定地方公共機関」を「又は指定地方公共機関」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の後に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織（法第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者

又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第3条第8項中「第7号」の後に「及び第8号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第3条第6項第8号の規定により委嘱された川崎市防災会議の委員である者のうち、市長が自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者に該当すると認めるものは、この条例の施行の日に改正後の条例第3条第6項第8号の規定により川崎市防災会議の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第8項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

参考資料

制 定 要 旨

災害対策基本法の一部改正に伴い、川崎市防災会議の所掌事務に市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加すること、その委員に自主防災組織の構成員等を追加すること等のため、この条例を制定するものである。